

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月9日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社ファーストリテイリング
【届出者の住所又は所在地】	山口県山口市佐山717番地1
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区九段北1丁目13番12号（東京本部）
【電話番号】	（03）6272 - 0050（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 吉高 信
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社ファーストリテイリング 東京本部 （東京都千代田区九段北1丁目13番12号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

- （注1）本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社ファーストリテイリングをいいます。
- （注2）本書中の「対象者」とは、株式会社リンク・セオリー・ホールディングスをいいます。
- （注3）本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- （注4）本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注5）本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注6）本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注7）本書中の「株券等」とは、法第27条の2第1項に規定する「株券等」をいいます。
- （注8）本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとし、
- （注9）本書の提出にかかる公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本の金融商品取引法で定められた手続き及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続き及び基準は、他の法域における手続き及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。
- （注10）本公開買付けに関する全ての手続きは、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとし、本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとし、

## 1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成21年1月29日に提出した公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第1 公開買付要項

- 6 株券等の取得に関する許可等
- (2) 根拠法令

## 3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所は\_\_\_\_\_線で示しております。

## 第1【公開買付要項】

### 6【株券等の取得に関する許可等】

#### (2)【根拠法令】

##### (訂正前)

米国1976年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改善法

公開買付者は、米国の1976年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改善法（その後の改正法を含みます。以下「H S R法」といいます。）に基づき、米国司法省反トラスト局及び米国連邦取引委員会（あわせて以下「反トラスト局等」と総称します。）に対し、本公開買付けによる株式取得（以下本項において「本件株式取得」といいます。）の前に企業結合に関する事前届出をする必要があります。当該届出が受理された日から一定の待機期間（原則15日間ですが、追加情報の請求により延長される場合もあります。）中に反トラスト局等が本件株式取得の禁止等の措置をとらなければ、H S R法との関係では、公開買付者は同待機期間経過後に本件株式取得を行うことができます。

なお、当該届出は、本書の提出日以降に提出される予定です。

本公開買付けに係る期間満了の前日までに、上記の待機期間が終了せず、かつ、別途承認も得られない場合は、本公開買付けに係る期間の延長及び決済の開始日の延期が生じる可能性があります。また、本公開買付けに係る期間満了の前日までに、上記待機期間又は調査期間が終了せず、かつ、別途承認も得られない場合は、後記「第1 公開買付要項 - 11 その他買付け等の条件及び方法 - (2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回を行うことがあります。

##### (訂正後)

米国1976年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改善法

公開買付者は、米国の1976年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改善法（その後の改正法を含みます。以下「H S R法」といいます。）に基づき、米国司法省反トラスト局及び米国連邦取引委員会（あわせて以下「反トラスト局等」と総称します。）に対し、本公開買付けによる株式取得（以下本項において「本件株式取得」といいます。）の前に企業結合に関する事前届出をする必要があります。当該届出が受理された日から一定の待機期間（原則15日間ですが、追加情報の請求により延長される場合もあります。）中に反トラスト局等が本件株式取得の禁止等の措置をとらなければ、H S R法との関係では、公開買付者は同待機期間経過後に本件株式取得を行うことができます。

なお、当該届出は、平成21年2月6日（現地時間）に受理されています。

本公開買付けに係る期間満了の前日までに、上記の待機期間が終了せず、かつ、別途承認も得られない場合は、本公開買付けに係る期間の延長及び決済の開始日の延期が生じる可能性があります。また、本公開買付けに係る期間満了の前日までに、上記待機期間又は調査期間が終了せず、かつ、別途承認も得られない場合は、後記「第1 公開買付要項 - 11 その他買付け等の条件及び方法 - (2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回を行うことがあります。